

平成25年度

倉吉市国民健康保険事業運営に関する事業計画

愛着と誇り 未来いきいき
みんなでつくる倉吉



くらまけと

平成25年4月

福祉保健部医療保険課

《 目 次 》

第1章 事業運営の健全化と事業計画	-----	1
第2章 国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題		
第1節 国民健康保険事業運営の現状	-----	1
第2節 国民健康保険事業運営の課題	-----	3
第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み		
第1節 国民健康保険料の適正賦課と収納率の向上		
1. 国民健康保険料の改定と適正な賦課	-----	3
2. 国民健康保険料の収納率向上への取り組み	-----	5
第2節 医療費適正化への取り組み		
1. レセプト点検調査	-----	8
2. 重複・頻回受診者への訪問指導	-----	9
3. 被保険者資格管理の適正化	-----	9
第3節 健康づくりへの取り組み		
1. 特定健診・特定保健指導事業の取り組み	-----	10
2. 国保人間ドック・脳ドック検診事業の取り組み	-----	11
3. 国保保健指導事業の取り組み	-----	11
第4節 その他の健康づくりへの取り組み		
1. 生きがい健康づくり事業の取り組み	-----	12
2. 食生活改善推進事業及び健康づくり推進員活動事業の取り組み	-----	12
第5節 その他の取り組み		
1. かかりつけ医の取り組み	-----	13
2. ジェネリック医薬品に関する情報提供	-----	13

第1章 事業運営の健全化と事業計画

本市では、まちづくり計画に位置づけられた健康福祉関連施策のもと、国民健康保険の安定化、健全化を推進することにより、誰もが安心して医療を受けられるようになることを目的に事業運営を行なってきた。この事業運営の対象となる被保険者数は、平成19年度以降、医療制度改革も含め減少傾向もしくは横ばい状況に転じているものの、1人あたりに要する医療費は増加傾向にあることから、医療給付費用額も年々伸び続けている。

一方で、被保険者に高齢者や無職者を多く含み、課税所得も年々減少していることから、保険給付費の伸びに見合う財源を確保しにくい状況にもある。

このような状況のもと、国民健康保険事業運営の健全化（国保財政の収支不均衡の解消）に向けて効果的かつ効率的に各事業が推進できるよう取り組みの方向性や目標を設けた事業計画を策定するものである。

＜表1：年齢別被保険者数の推移＞

(単位：人)

年度	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計
21年度	4,196	1,146	2,403	4,717	2,279	14,741
22年度	3,973	1,129	2,203	4,835	2,263	14,403
23年度	3,861	1,128	1,974	4,794	2,288	14,045

第2章 国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題

第1節 国民健康保険事業運営の現状

国保事業においては、保険給付費（歳出）を管理していくことが重要であり、その意味では必要とされる保険給付費に見合う財源（歳入）を確保することが取り組みの基本となる。

歳入における国保料の収納状況は、表2のとおりである。特に、収納率においては、嘱託徴収員の訪問徴収や納付相談、短期被保険者証の交付を活用した滞納者との接触機会の設定などを行っており、平成21年度から上昇傾向にあるが、歳入の根幹である保険料の収納確保は重要であり、さらなる収納率向上に努める必要がある。

＜表2：国保料収納率の推移＞

(金額単位：円)

年度	区分	調定額	収納額	収納率		収納率（全体）	
21年度	現年度	950,049,700	872,233,004	91.81%	0.35%	74.06%	0.06%
	滞繰分	317,219,522	66,265,677	20.89%	0.21%		
22年度	現年度	1,067,750,000	985,440,198	92.29%	0.48%	76.36%	2.30%
	滞繰分	308,269,776	65,346,929	21.20%	0.31%		
23年度	現年度	1,070,027,700	1,002,623,589	93.70%	1.41%	78.25%	1.89%
	滞繰分	307,798,245	75,475,403	24.52%	3.32%		

一方、歳出における保険給付費については、表3のとおりである。医療給付費用額は、年々増加しており、それに伴い被保険者1人あたりの医療費も増加の傾向にある。レセプト点検調査や保健事業の実施、さらには交通事故等にかかる第三者行為に対する求償事務などにより歳出を抑制しているものの厳しい状況にある。

＜表3：医療給付費用額と1人あたりの医療費＞

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医療給付費用額	4,430,485千円	4,440,268千円	4,524,749千円
年間平均被保険者数	14,761人	14,394人	14,073人
1人あたりの医療費	300,148円	308,480円	321,520円

なお、上記の歳入・歳出の現状から国民健康保険事業特別会計の決算状況を見ると、表4のとおりである。

＜表4：国民健康保険事業特別会計・決算額推移＞

歳入	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保料	938,512千円	17.5%	1,050,804千円	19.0%	1,078,156千円	18.7%
補助金・交付金	4,005,151千円	74.8%	3,872,269千円	70.1%	4,077,554千円	70.6%
繰越金	2,524千円	0.1%	3,227千円	0.1%	3,618千円	0.1%
基金取り崩し	195,000千円	3.6%	138,443千円	2.5%	47,218千円	0.8%
その他収入	212,625千円	4.0%	460,492千円	8.3%	564,112千円	9.8%
歳入決算額	5,353,812千円	100.0%	5,525,235千円	100.0%	5,770,658千円	100.0%

歳出	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	3,634,415千円	67.9%	3,652,491千円	66.2%	3,739,142千円	64.9%
抛入金・納付金	1,573,817千円	29.4%	1,589,388千円	28.8%	1,641,638千円	28.5%
その他支出	142,353千円	2.7%	279,738千円	5.1%	384,742千円	6.7%
歳出決算額	5,350,585千円	100.0%	5,521,617千円	100.0%	5,765,522千円	100.0%

収支	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収支差引額	3,227千円	3,618千円	5,136千円
実質単年度収支	△194,296千円	△37,609千円	154,518千円

＜表5：基金保有額の推移（決算時）＞

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
基金保有額	466,000,000円	428,000,000円	581,000,000円	581,000,000円

第2節 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業運営の対象となる被保険者数は、減少傾向もしくは横ばい状況にあるものの、1人あたりの医療費は増加傾向にあることから保険給付費は年々増大している。

その一方で、被保険者には高齢者や無職者を多く含み、課税所得も年々減少していることから、収納強化を行なっても、保険給付費の伸びに見合う財源を確保できない状況にある。

また、医療費の状況は、循環器系の疾患や悪性新生物など生活習慣病関連の疾患が全体の半数近くを占めており、医療費増加の主な要因として考えられる。さらに、被保険者の年齢構成を見ると高齢化が進んでいることから、この高齢化の進行も医療費の増加に大きく影響を及ぼしていると考えられる。

以上のような、国民健康保険事業運営にかかる構造的な課題の解決に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し、当該国保事業運営の健全化をはかる必要がある。

第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえながら、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進をはかるものとする。

第1節 国民健康保険料の適正賦課と収納率の向上

1. 国民健康保険料の改定と適正な賦課

(1) 国民健康保険料の改定状況について

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保料を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国保料率を保険給付費等の推計に見合うよう検討していく必要がある。本市においては、できる限り基金を取り崩さないで運営するとの観点から、平成24年度に国保料率を改定した。

＜表6：国保料（医療分＋支援金分）改定状況＞

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成14年度	6.80%	24.00%	27,800円	28,200円	530,000円
平成15年度	6.50%	24.00%	25,800円	24,200円	530,000円
平成17年度	6.30%	24.00%	22,000円	20,000円	530,000円
平成22年度	7.20%	28.00%	27,600円	25,400円	630,000円
平成24年度	8.70%	28.00%	31,400円	28,600円	650,000円

※平成17年度は旧関金町との合併による改定状況

<表7：国保料（介護分）改定状況>

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成14年度	0.92%	6.90%	7,000円	3,100円	70,000円
平成15年度	0.92%	6.90%	7,000円	3,100円	80,000円
平成17年度	0.60%	5.50%	5,500円	3,500円	80,000円
平成22年度	1.55%	6.50%	8,500円	5,000円	100,000円

※平成17年度は旧関金町との合併による改定状況

国保には高齢者や無職者が多く加入し、また被保険者の課税所得も年々減少しているため、国保料率の改定を行っても、今後も増加が見込まれる保険給付費に見合った国保料の確保は困難が想定される。

国保料率の改定に向けた国保運営協議会からの答申（平成23年11月9日付）においても、現在の経済状況に加え、高齢者などの被保険者の課税所得の減少など国保制度が抱える構造的な問題を理由として、「一般会計からの繰入金を活用することにより保険料率の設定を図られたい」と記されている。このように国保料率の見直しの困難さもうかがえる。

しかし、国保財政の収支不均衡に対して、何等かの対策を講じなければ危機的状況に陥ってしまうおそれがある。これでは、将来にわたり市民（被保険者）が安心して医療を受診できる体制を構築できなくなる。今後は、市民（被保険者）に対し国保料率改定の考え方や賦課の考え方を理解していただくよう努めなければならない。

（2）資格管理による適正な賦課の取り組みについて

国保料を適正に賦課していくためには、退職被保険者等をはじめとした被保険者の資格の把握、所得状況の把握や早期の適用等をはかる必要がある。

① 被保険者の適用

未適用者の早期発見に努めると共に、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等にかかる事項の取扱いに留意しながら、国保料について遡及して適正に賦課する。

② 退職被保険者の適用

退職被保険者の適用については、年金受給権者一覧表の活用等により早期に把握し、適用の適正化に努める。

③ 適用適正化に関する所得状況の把握

所得状況の把握については、引き続き所得申告書の提出を求めていく。これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告書の必要性（申告書の提出がないと適正な賦課ができない旨）も広報していく。

2. 国民健康保険料の収納率向上への取り組み

(1) 国保料収入の状況

調定額と収納額は、被保険者数の減少傾向もしくは横ばい状況や高齢化の進展、経済雇用環境の悪化などの影響から減少しているが、平成22年度は国保料の改定により増加した。なお、収納率に関しては、平成21年度以降は現年度分及び滞納繰越分ともに増加している。

＜表8：国保料調定額の推移＞

(金額単位：円)

年度	区分	一般	退職	小計	合計	前年度比較	
21年度	現年度	855,632,106	94,417,594	950,049,700	1,267,269,222	△ 20,368,056	△1.58%
	滞繰分	269,639,173	47,580,349	317,219,522			
22年度	現年度	949,342,939	118,407,061	1,067,750,000	1,376,019,776	108,750,554	8.58%
	滞繰分	261,415,431	46,854,345	308,269,776			
23年度	現年度	946,954,476	123,073,224	1,070,027,700	1,377,825,945	1,806,169	0.13%
	滞繰分	300,757,707	7,040,538	307,798,245			

＜表9：国保料収納額の推移＞

(金額単位：円)

年度	区分	一般	退職	小計	合計	前年度比較	
21年度	現年度	779,676,386	92,556,658	872,233,044	938,498,721	△ 14,333,302	△1.50%
	滞繰分	63,730,037	2,535,640	66,265,677			
22年度	現年度	870,295,083	115,145,115	985,440,198	1,050,787,127	112,288,406	11.96%
	滞繰分	62,596,484	2,750,445	65,346,929			
23年度	現年度	882,145,137	120,478,452	1,002,623,589	1,078,098,992	27,311,865	2.60%
	滞繰分	73,168,989	2,306,414	75,475,403			

＜再掲：国保料収納率の推移＞

(金額単位：円)

年度	区分	調定額	収納額	収納率		収納率(全体)	
21年度	現年度	950,049,700	872,233,044	91.81%	0.35%	74.06%	0.06%
	滞繰分	317,219,522	66,265,677	20.89%	0.21%		
22年度	現年度	1,067,750,000	985,440,198	92.29%	0.48%	76.36%	2.30%
	滞繰分	308,269,776	65,346,929	21.20%	0.31%		
23年度	現年度	1,070,027,700	1,002,623,589	93.70%	1.41%	78.25%	1.89%
	滞繰分	307,798,245	75,475,403	24.52%	3.32%		

(2) 国保料の滞納状況

国保料の滞納状況を、所得金額別と年齢別の滞納人数及び所得金額別の滞納金額から現状を分析すると、滞納者が特定の階層(低所得者層、高齢者層など)に集中しておらず、それぞれの階層に一定程度存在していることがわかる。これらの分析結果を活用しながら、的確な対応を通じて収納率の確保をはかる。

① 平成23年度所得金額別滞納人数

平成23年度の所得金額別全体の滞納人数は937人ですが、うち所得金額200万円未満の人が、842人と全体の89.9%を占めている。

区 分		滞納人数 (人)	割 合
所得金額	0円	352人	37.6%
	100万円未満	246人	26.3%
	100万円以上200万円未満	244人	26.0%
	200万円以上	95人	10.1%
合 計		937人	100.0%

② 平成23年度年齢別滞納人数

年齢別の滞納人数は、50歳代、60歳代の層が多いが、それぞれの年齢層に一定程度の滞納者が存在している。

区 分		滞納人数 (人)	割 合
年齢層	29歳まで	80人	8.5%
	30歳～39歳	153人	16.3%
	40歳～49歳	179人	19.1%
	50歳～59歳	223人	23.8%
	60歳～69歳	226人	24.1%
	70歳以上	76人	8.1%
合 計		937人	100.0%

③ 平成23年度所得金額別滞納金額（現年度分）

所得金額別の滞納金額の状況は、所得金額200万円未満の滞納金額が52,972,161円で全体の72.8%を占めている。

区 分		滞納金額 (円)	割 合
所得金額	0円	14,364,096円	21.3%
	100万円未満	12,738,416円	18.9%
	100万円以上200万円未満	25,869,649円	38.4%
	200万円以上	14,431,950円	21.4%
合 計		67,404,111円	100.0%

(3) 国保料の滞納整理の推進

○目標値

厳しい国保財政に鑑み、平成22年度と平成24年度に国保料の引き上げを行い、財政健全化に資している。収納率の向上、滞納額の削減は国保事業の運営、負担の公平性の確保に極めて重要であるため、厳しい経済情勢の中ではあるが、滞納額削減の取り組みの方向性に基づき、現年度分の収納率を94.0%、滞納繰越分の収納率を28.0%とする。

○取り組みの方向性

ア) 滞納状況の分析

滞納状況を所得金額別滞納世帯数(人数)や所得金額別滞納金額、さらに年齢別などの視点から分析と原因の究明を行ない、効果的かつ効率的な徴収事務が推進できるよう収納率目標の達成にかかる問題点等を検証するなどして計画的に取り組む。

イ) 早期対応

初期の滞納者に対し、早期に電話や文書による催告、嘱託徴収員による訪問による催告、徴収を実施する。

ウ) 嘱託徴収員の充実

嘱託徴収員は、滞納者リストをもとに、担当職員と連携を図り、平日、土日、祝日、夜間と日時を問わず、完全収納を目標に訪問催告、徴収を行う。

週一回、嘱託徴収員と担当職員の連絡会を開催し、情報の交換と対応困難案件の報告、対応策等の協議を行う。

エ) 分納者に対する対応

分納による納付者に対しては、納付相談等を通じて、従来からの納付計画をできる限り見直すよう取り組みを進める。分納履行状況を監視し、不履行者に対する速やかな催告、滞納処分への移行を行う。

オ) 口座振替の加入促進

平成24年度における加入率は42.6%(特別徴収を除く。)と、前年度との比較では向上しているが、収納確保には極めて重要な要素であるため、さらに加入促進をはかる。

市報による啓発や納付書送付時の加入案内、金融機関を通じての加入勧奨のほか、窓口来庁者、新規加入者への積極的な加入勧奨を行う。

また、口座振替の推進月間を設け、期間中の申請者への抽選によるプレゼントを実施し、加入促進をはかる。

カ) 滞納処分の実施

納付に応じない滞納者に対し、担当課において財産調査を行い、滞納処分を実施する。

キ) その他

- ・滞納管理システムにより滞納者との接触状況を記録として残すことで一貫した納付指導体制をとり徴収事務の効率化をはかる。
- ・短期被保険者証を交付し、滞納者との接触機会の確保をはかる。
- ・長期高額滞納者については、鳥取中部ふるさと広域連合への徴収委託、及び市税務課債

権回収室への徴収事務移管を行い、スケールメリットを活かし、組織的滞納整理を徹底する。

- ・納付者の利便性を考慮し、市全体の収納対策としてコンビニ納付を検討してきたが、平成25年度から開始することとなった。

第2節 医療費適正化への取り組み

1. レセプト点検調査

レセプト点検調査は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や医療費の実態を把握するための基礎資料となり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取り組みの検討材料として活用できるなど、レセプト点検調査は医療費適正化の出発点となる。

[レセプト点検の主な項目]

- 被保険者資格点検 ○請求内容点検
- 給付発生原因の把握 ○重複・頻回受診者などの把握

レセプト点検調査における請求内容点検は、再審査請求等を行ない無駄な医療費の支出を抑制するために非常に有効となる点検であり、また給付発生原因の把握も、当該負傷原因が交通事故等の第三者行為によるものであれば、被保険者から被害届の提出を求めるなど速やかな求償事務を行なうことにつながる。さらに、同一被保険者の数か月のレセプト点検から重複・頻回受診者を把握し、当該受診者に対する訪問指導を実施することにより、医療費の抑制につなげるなど、医療費の適正化に資する重要な点検である。

<表10：レセプト点検調査効果額の推移>

(金額単位：千円)

項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
診療報酬明細書請求額		3,548,739	3,606,071	3,665,808
財政効果額	資格点検	46,423	39,860	15,193
	内容点検	12,581	10,178	12,131
	納付金等	8,496	3,114	6,735
	合計	67,500	53,152	34,059
財政効果率(%)		1.90%	1.47%	0.93%
前年度比較		0.33%	-0.43%	-0.54%

○目標値

レセプト点検事務により医療費の適正な支給を行なうとの観点から、その目標水準を財

政効果率2.0%とする。これは、国保事業充実強化推進運動（国保3%推進運動）の医療費適正化対策における「医療費の1%以上の財政効果をあげる」という数値と本市の実績に基づくものである。

○取り組みの方向性

- ・目標達成のもとで、点検技術や知識を習得するため、県及び国保連合会が主催する研修会へ積極的に参加する。
- ・レセプトの電算化を契機として効率的なレセプト点検体制を検討する。
- ・重複・頻回受診者の訪問指導への活用や第三者行為による求償事務を着実に推進する。

2. 重複・頻回受診者への訪問指導

同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する「重複受診者」や同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」への訪問指導が医療費適正化への有効な手段となる。レセプト点検調査から基準に基づき、重複・頻回受診者リストを抽出し、保健師による訪問指導及び相談等を実施する。

○目標値

効果的な訪問等を実施することにより、生活習慣病予防のための生活習慣改善行動や適正な医療受診行動が図られることを目的に、抽出した重複・頻回受診者に対し、衛生部門の保健師との連携により訪問指導及び相談等を実施する。

○取り組みの方向性

- ・レセプト点検調査をもとに、重複・頻回受診者訪問指導対象者（適正化が見込まれる方を対象とする）を抽出する。
- ・国保部門と衛生部門との連携による訪問指導等とともに、さらなる訪問指導体制の充実強化を検討する。なお、これらの訪問指導等は、衛生部門が所管する「保健指導事業（健康教室、健康相談、健診結果に基づく訪問指導）」との連携のもとで実施する。

3. 被保険者資格管理の適正化

(1) 国保資格喪失後受診について

社会保険等に加入した後でも国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来、他医療保険者が支払うべき保険給付費を国保保険者である本市が支払うことになるため、資格喪失後受診をできる限り減らしていくことも医療費適正化への取り組みとなる。この場合、資格喪失後受診者に対し、本市国保が医療給付費の請求を行なうことになり、その後資格喪失後受診者が当該医療保険者に対して保険給付費の返還を求めることになる。

(2) 退職者医療制度への適用について

厚生年金や共済年金などを受けている方で、年金加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上の加入期間のある方は、退職者医療制度で医療を受診することができる。その際の保険給付費に対し、被用者保険等からの拠出金が国保会計に交付される。退職者医療制度への適用を適正化することにより国保財政の負担軽減を図ることができる。届出によ

る適用に加え、職権による適用も行ないながら適正な資格管理に努める。

○目標値

被保険者証等を医療機関に提示することで、国保資格を有することを証明し、正しい負担割合での確な医療が受けられるようにすることを目的に、被保険者証等を交付しているが、さらに目的達成度を高めるため、長期（3月以上）の遡及適用を減らすものとし、その目標を5%以下とする。

○取り組みの方向性

- ・従来の未適用防止や重複適用防止などに留意した適用の適正化の取り組みや広報活動の充実強化に加え、鳥取県保険者協議会を通じて適用の適正化が図られるよう働きかけを行なう。
- ・また、被保険者資格管理による医療費の適正化として、国保資格喪失後の受診に対する保険給付費の返還を着実に進める。
- ・退職者医療の適用に関し、被保険者証の更新時等の機会における適正化に努める。

第3節 健康づくりへの取り組み

1. 特定健診・特定保健指導事業の取り組み

特定健診・特定保健指導の目的は、高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を徹底して指導するものである。

この生活習慣病関連の疾患（脳卒中、高血圧、高脂血症、糖尿病など）は、国民医療費全体の3分の1を占めているが、本市国民健康保険においても同様の傾向（約27.8%）となっている。特定健診・特定保健指導には、この生活習慣病の早期発見と予防により、医療費の削減につなげていくことがねらいにある。

なお、特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、法に基づく実施計画を策定し、その中に健診受診率、指導実施率、メタボリックシンドローム減少率の目標を設定している。平成23年度の健診受診率は17.9%、保健指導実施率は25.8%と目標を下回る結果になっている。

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健診受診率	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%
指導実施率	32.0%	35.0%	39.0%	42.0%	45.0%
メタボ減少率	—	—	—	—	25.0%

○目標値

医療費の多くを占める生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を徹底して指導すること

を目的に、特定健診等実施計画に設定した目標（受診率、実施率）とする。

○取り組みの方向性

- ・くらし健康ガイドや市報、自治公民館回覧文書、保健事業のお知らせ等により受診を周知する。さらに、受診券の送付による啓発とともに、当該年度に受診していない世帯に対して受診勧奨ハガキを送付する。
- ・個別健診での実施率を伸ばすため、また通院中や治療中の方へ受診を促すため、医療機関における受診勧奨を強化する。
- ・特に40～50歳代に受診のきっかけづくりを行なうものとして、「節目がん検診」に合わせて特定健診を実施する。さらに、平日の受診困難への対応として「休日健診」を実施する。
- ・未受診者の実態を考慮した追加健診等の実施を検討する。
- ・特定保健指導は、従来の広報活動や利用勧奨の強化と保健指導事業との連携により、利用率及び実施率の向上をはかる。
- ・平成24年度より鳥取県中部医師会の協力を得て、受診者全員に尿酸・クレアチニン・貧血の検査を実施している。特にクレアチニン検査については、人工透析になることを予防するため重点的に取り組んでいる。平成25年度からは、血糖値だけではわかりにくい糖尿病を発見するため、ヘモグロビンA1cも実施する。

2. 国保人間ドック・脳ドック検診事業の取り組み

人間ドック・脳ドック検診事業は、健康でいきいきと生活してもらうために、疾病の早期発見と早期治療がはかられることを目的に実施する。検診結果で要医療となった方には、速やかに保健指導事業により、生活習慣の改善指導や適切な医療の受診を指導する。このことにより医療費の抑制につなげる。（なお、人間ドックは40～74歳の方、脳ドックは40～69歳の方が対象）

○目標又は取り組みの方向性

- ・早期発見と早期治療をはかるため、確実に受診してもらうとともに、受診後は迅速かつ確かな保健指導を行なう。
- ・早期発見と早期治療の観点から、定員枠を拡充している。
- ・健診結果に対しては、特定保健指導事業又は保健指導事業もしくは要精検受診フォローにより早期受診勧奨等を迅速かつ的確に行う。

3. 国保保健指導事業の取り組み

衛生部門との協議により、抽出した重複・頻回受診者や特定保健指導対象外で要指導と認められた方への訪問指導（保健指導）等を実施する。この効果的な訪問等を実施することにより、生活習慣病予防の改善行動や適正な医療の受診行動をはかるための訪問等となる。

特定健診の受診結果で、メタボリックシンドローム予備群又は該当者と判定された方は、その後に特定保健指導を利用することができるが、判定されなかった方の中には、血圧が高

いなどの将来的なリスクを持っている方もある。このような方を対象に、保健師による訪問指導等を実施する。

実施にあたっては、衛生部門が実施している「保健指導事業」との連携をはかる。保健指導事業のメニューにある健康教室、健康相談や訪問指導と対象者のリスクの状況を考慮しながら行なう。

○目標値

重複・頻回受診者への取り組みで示した内容と同様に、抽出した重複・頻回受診者や特定健診の結果により個別のリスクはあるもののメタボリックシンドローム予備群及び該当者と判定されなかった方に対し、保健師による訪問指導等を実施する。

○取り組みの方向性

- ・対象者（重複・頻回受診者や特定保健指導対象外で要指導と認められた方）を衛生部門と協議しながら抽出する。
- ・国保部門と衛生部門との連携による訪問指導等とともに、さらなる訪問指導体制の充実強化を検討する。

第4節 その他の健康づくりへの取り組み

1. 生きがい健康づくり事業の取り組み

生きがい健康づくり事業では、プールを利用した水中運動教室を通して、運動を継続的に実践できるようになる（運動習慣を身に付けてもらう）ことを目的に教室を実施している。当該教室には、運動習慣を定着させるための「メタボリック予防教室」、「レディース水泳教室」、「健康水泳教室」がある。

平成25年度には、関金温泉を使った暖かい浴槽での運動と湯上がり後の運動をくみあわせた「湯中運動教室」を実施する。

生活習慣病を予防し、健康づくりを推進するための要素のひとつである「運動習慣の定着」に向けて、事業広報や参加者増に取り組むものである。

2. 食生活改善推進事業及び健康づくり推進員活動事業の取り組み

食生活改善推進員は、望ましい食習慣の普及と実践できる市民の育成をはかり、生活習慣病予防を推進するため、食生活改善推進員連絡協議会のもと地区組織単位で事業計画に基づき、食生活の見直し講習会や地区文化祭での活動、特定健診やがん検診の受診PRなどに取り組んでいる。

また、健康づくり推進員は自らの活動の充実をはかるとともに、健康に対する正しい知識の普及と意識の向上に向けて、倉吉いきいき健康計画に基づき、地区担当保健師や栄養士と連携して情報提供や特定健診、がん検診の受診促進に取り組んでいる。

食生活改善推進員や健康づくり推進員は、地域における健康づくりの中心的役割を担っていることから、地区担当保健師や栄養士と連携して、地区の健康状況の把握や地区保健活動の取り組みを進め地区住民の健康増進をはかる。

第5節 その他の取り組み

1. かかりつけ医の取り組み

日頃からの信頼関係のもと、自分自身をはじめ家族全体の健康と病気に対し適切な指示をもらえる「かかりつけ医」を持つことは、疾病の早期発見・早期治療につながるとともに、健康増進にも役立つものである。

かかりつけ医を持っている市民の割合は7割弱となっている。この比率を高めることに加え、症状に応じた最適な医療が受けられる、さらに生活習慣へのアドバイスにより疾病の予防、健康増進につながるというかかりつけ医の効果を示しながら、健康講座等を通じて、かかりつけ医を持っていただく取り組みを進める。

2. ジェネリック医薬品に関する情報提供

医療機関や調剤薬局で処方してもらう薬には、同じ成分や同じ効果でも薬価が異なるものがある。薬価の高いのが先発品であり、研究開発費に多大な費用を要している。それに対して、後発品は特許期間終了後に製造・販売される薬（ジェネリック医薬品）である。このジェネリックは、研究開発費などを要しないため、先発品の3～7割程度の安価で販売されている。

薬剤費は国民医療費の約2割を占めている。安価な薬剤の使用が拡大していくことは、薬剤費の抑制につながるものである。また、平成20年には処方箋に「後発品へ変更不可」というチェック欄も設けられた。（処方箋の様式変更）

医療費にかかる薬剤費抑制の観点から、平成24年11月からジェネリック差額通知を被保険者にお知らせして医療費の軽減を呼びかけている。